3. 教育行政の諸課題について

①中学校における給食費の無償化について
②学校現場での発作時の救急対応について

本年４月からは国の新たな支援策なども活用されながら、公立小学校等における給食費の負担軽減に向けた取り組みが進められています。次は中学校での無償化を進めていかなければならないと考えています。

また、2024年７月に内閣府、文部科学省及び厚生労働省の連名により「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液・ブコラム® の投与について」の通知が出され、学校で教職員が本人に代わってブコラム® を投与することは「医師法違反とならない」とされました。しかし、ブコラム® は救急救命士でさえ使用が認められていない薬剤なのです。

このように、発作時の対応として、責任の所在の明記や安全管理体制の十分な支援がないまま、様々な薬剤の使用が学校現場の教職員に事実上委ねられています。これは大きな問題があると考え質問しました。

【教育長答弁】アナフィラキシーショックやてんかん等発作時の救急対応は、教職員が不安なく適切に対応できる体制の構築が不可欠である。
県では、教職員の不安を解消し安全で確実な処置を行えるよう、応急手当から救急要請、保護者への連絡、医療機関への引継ぎまで一連の対応を含めたより詳細な対応マニュアルや実践的な対応力の向上に向けた研修の充実を図っていく。



原田の思い…

学校での緊急時の対応は救急措置及び救急搬送であり、専門的な判断や技術を要する医薬品の投与は、本来の職務の範囲を超えているのではないかと思います。

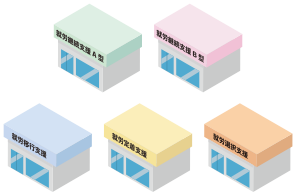
重篤な副作用の可能性のある薬品の投与の場合、問題となるのが投与後に何らかのトラブルが発生したときの責任です。「教職員が責任を問われることはない」と事前に明言しておかなければ、判断・対応に躊躇してしまうのではないでしょうか。

子どもたちの命を守るための環境整備として、県教委の責任を明らかにしておくことが必要だと私は考えます。



4. 障がい者の就労について

①就労支援事業所の質の確保･向上について
②多様な就労支援について



本年４月１日時点で、県内の就労系障害福祉サービス事業所のうち、雇用契約を結ぶ就労継続支援Ａ型が78事業所、比較的柔軟な通所計画が組めるＢ型が304事業所の計382事業所が設置されています。

また、就労移行支援や一般向けの就労訓練事業など他制度の就労支援事業所も多数設置されています。

そのような状況の中、障がいのある方と地域のコネクションを確立しつつ、共に地域づくりを進めていくという「就労継続支援Ｃ型」という新たな概念が一部で提唱されています。このＣ型の概念の意図は、就労以外の生き方や社会貢献の在り方が認められることだと考えます。



こうした例を示しながら、多様な就労支援について今後どのように取り組んでいくのかを質問しました。

【福祉保健部長答弁】県内においてもC型のような地域と連携した取り組み例が出てきている。
障がいのある方の多様な就労や社会参加の視点は、本県が目指す障がい者活躍日本一と同じ方向性であると考えており、今後とも、市町村と連携しながら、就労支援事業所の質の確保・向上に努めていきたい。

私が所属しています県民クラブもHPを開設していますので御覧下さい。

大分県議会　県民クラブ　検索

https://kenmin-club.com/